

大野市文化会館整備基本計画(案)

平成 31 年〇月

大野市教育委員会

目次

第1章 基本計画策定の背景.....	1
1. 本計画の位置づけ.....	1
2. 文化会館整備にあたっての前提条件の整理.....	2
第2章 施設計画.....	6
1. 整備コンセプト.....	6
2. 施設整備方針.....	6
3. 施設構成.....	7
4. 施設整備計画.....	9
第3章 管理運営.....	13
1. 管理運営の考え方.....	13
2. 運営体制.....	15
第4章 整備の進め方.....	18
1. 概算事業費.....	18
2. 整備スケジュール.....	18

参考資料

1. 大野市文化会館整備基本計画策定委員会の開催経緯
2. 大野市文化会館整備基本計画策定委員会設置要綱
3. 大野市文化会館整備基本計画策定委員会の構成

第1章 基本計画策定の背景

1. 本計画の位置づけ

(1) 現状と課題

現在の大野市文化会館（以下、現文化会館という。）は、昭和41年6月に大野市民会館として開館し、音楽や伝統芸能、演劇などの発表や練習の活動の場としてだけでなく、結婚式場としても多くの市民に愛され親しまれてきました。その後、時代の変化に伴い、結婚式場としての利用はなくなりましたが、市民の文化芸術の拠点として活用されています。

大野市では、これまでも、昭和61年の大規模改修工事をはじめ、舞台裏倉庫などの増築や音響設備のデジタル化を行い、市民及び利用者の利便性を図ってきました。しかし、建設から50年以上が経過し、空調などの各設備や音響などの各機器の経年劣化は進んでおり、さらに耐震性の問題や駐車場不足も指摘されているなど、更なる大規模な改修や再整備などが必要な状況となっています。

(2) 再整備に向けた検討経過

現文化会館を取り巻く状況を踏まえ、大野市教育委員会（以下、教育委員会という。）では、平成25年に市民や文化会館利用団体へのアンケート調査を実施し、平成26年に文化会館の在り方と今後の方向性についての検討を行ってきました。

また、平成28年7月には、学識経験者や市内関係団体、文化会館利用団体などの代表の委員で構成する「大野市文化会館整備基本構想策定委員会」を立ち上げ、様々な観点からご意見を賜りながら、平成29年2月に「大野市文化会館整備基本構想」（以下、基本構想という。）をとりまとめ、隣接する現駅東公園に新しい文化会館（以下、新文化会館という。）を建設し、現文化会館に新駅東公園を整備することを方向づけました。

(3) 基本計画策定の目的

教育委員会では、基本構想の実現に向けて、平成29年5月に「大野市文化会館整備基本計画策定委員会」を立ち上げ、新文化会館の整備を目的として、具体的な整備内容や管理運営の在り方について、協議を行ってきました。

その結果を取りまとめ、新文化会館が目指す姿を具体的に示すために「大野市文化会館整備基本計画」を策定しました。

(4) 上位・関連計画における文化会館の整備などに係る位置づけ

① 第五次大野市総合計画後期基本計画（平成28年3月）

第五次大野市総合計画後期基本計画は、大野市の将来像として「ひかりかがやき、たくましく、心ふれあうまち」を掲げ、基本政策としてまちづくりの政策や施策の体系を38の分野ごとに整理しています。

現文化会館に関しては、「基本施策2. 豊かな心を育てる文化力の育成」において、「市民のニーズの多様化と文化会館の老朽化に対応する必要があるため、施設の整備に取り組む」ことが、位置づけられています。

基本政策 2. 豊かな心を育てる文化力の育成

【施策 2 文化芸術の振興】

市民が音楽や演劇、美術作品などの優れた文化芸術に触れる機会を提供し、市民団体の文化芸術活動を支援します。

市民が所有する優れた絵画などの活用について検討します。

【施策 3 文化施設の整備と充実】

社会情勢の変化とともに、利用する市民のニーズの多様化と文化会館の老朽化に対応する必要があるため、施設の整備に取り組みます。

博物館や本願清水イトヨの里の施設や設備の改修などを行い、展示内容を充実して来館者の増加を図ります。

② 大野市公共施設等総合管理計画～大野市公共施設再編計画編～（平成 30 年 3 月改訂）

大野市公共施設再編計画は、施設本来の役割や現在の利用状況、今後の社会情勢や利用状況の予測などを総合的に検証しながら、個々の施設の方向性を検討し、計画的な再編に向けた取り組みの概要・工程をとりまとめた計画です。

現文化会館に関しては、その方向性を「見直し」とし、「新しい文化会館の基本理念や基本方針、整備方針などを定めた大野市文化会館整備基本構想に基づき取り組みます。」としています。

2. 文化会館整備にあたっての前提条件の整理

(1) 基本構想

平成 29 年 2 月に策定した基本構想における基本理念、基本方針は、以下のとおりです。

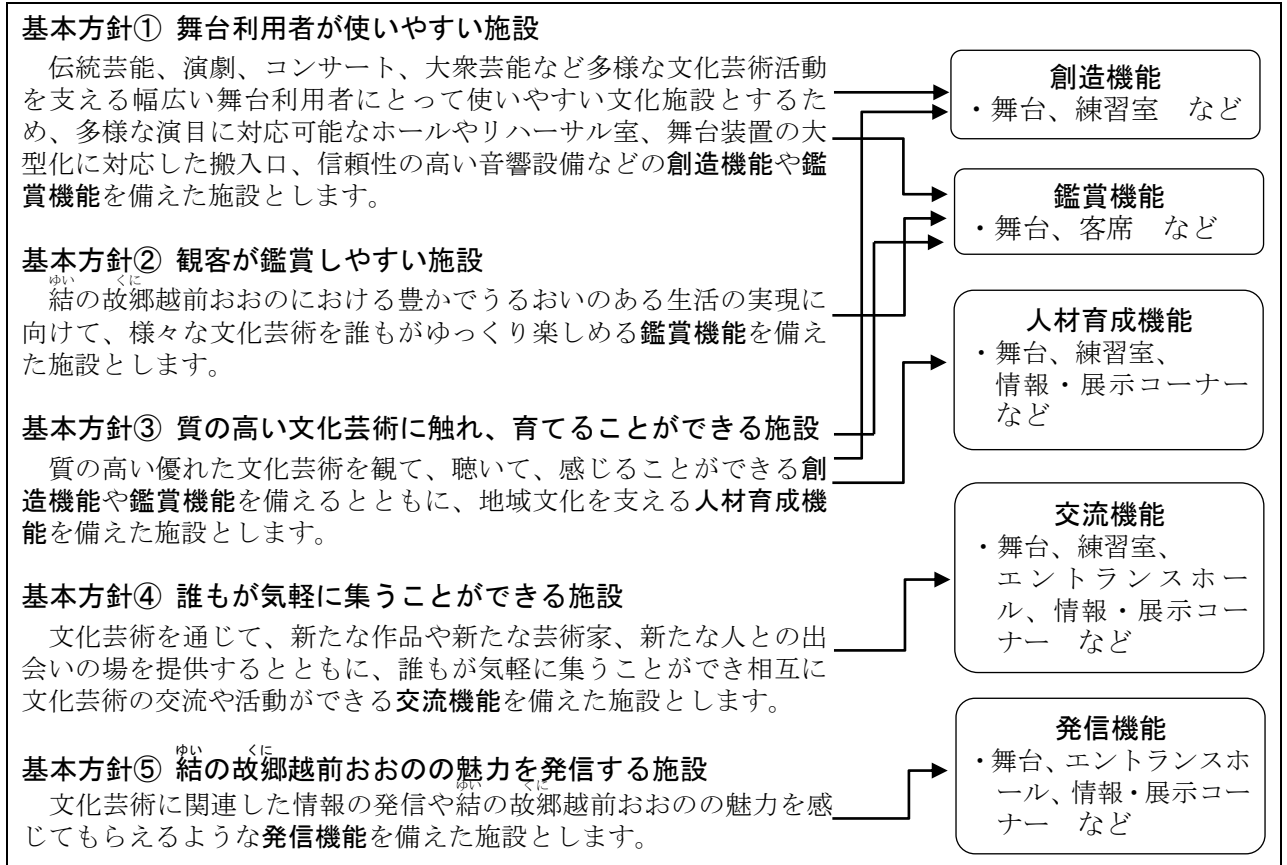
① 基本理念

伝統の継承 次代への文化の創造

これまで私たちに脈々と受け継がれてきた文化芸術は、地域社会において生活に根付き、歴史を重ねながら伝統という形で受け継がれてきており、人々に元気を与え、地域社会を活性化させ、魅力ある大野人を育てる力となっています。

今、整備を目指す新しい文化会館は、文化芸術を「観る」・「聴く」・「感じる」ことを通じて、次代の子どもたちに新たな文化芸術の創造の場を与え、自ら考え、生きる力をもたらし、豊かな心を育む機会を提供するとともに、まちの文化芸術振興の拠点として、誰もが気軽に集うことができ、地域の文化芸術を守り育て、ふるさとへの誇りを一層高める役割を担います。

② 基本方針



(2) 事業予定地の概要

事業予定地は、現駅東公園の敷地（以下、新文化会館整備予定地という。）に新文化会館を整備した後、現文化会館の敷地（以下、新駅東公園整備予定地という。）に新駅東公園を整備します。

新文化会館整備予定地及び新駅東公園整備予定地の敷地条件は、以下のとおりです。

表 1-1 事業予定地の敷地条件

	新文化会館整備予定地	新駅東公園整備予定地
所在地	大野市有明町 12 (市有地：現駅東公園の敷地)	大野市有明町 11-10 (市有地：現文化会館の敷地)
敷地面積	7,575 m ²	5,981.97 m ²
用途地域等	第一種住居地域 建ぺい率：60%、容積率：200% ※用途地域の変更が必要	第一種住居地域 建ぺい率：60%、容積率：200%
防火地域	なし	なし
高度地区	なし	なし
日影規制	5時間 (5m)、3時間 (10m) 地盤からの高さ 4m	5時間 (5m)、3時間 (10m) 地盤からの高さ 4m
接続道路 (幅員)	北側：4.9m (駅東公園北線) 南側：6.0m (清和美里有明線) 西側：5.6m (月美有明線)	北側：10.0m (駅裏東小線) 東側：16.0m (東中中挟南新在家線) 南側：4.9m (駅東公園北線) 西側：6.7m (月美有明線)
その他	事業予定地を含む周辺地域は、「洪水・土砂災害ハザードマップ」において、清滝川の洪水で0.5m (大人のひざまでつかう程度) 未満浸水すると想定されており、現文化会館は、洪水時の周辺地域の拠点避難所として指定されている。	

出典：福井県建築基準条例、用途地域図、道路台帳図

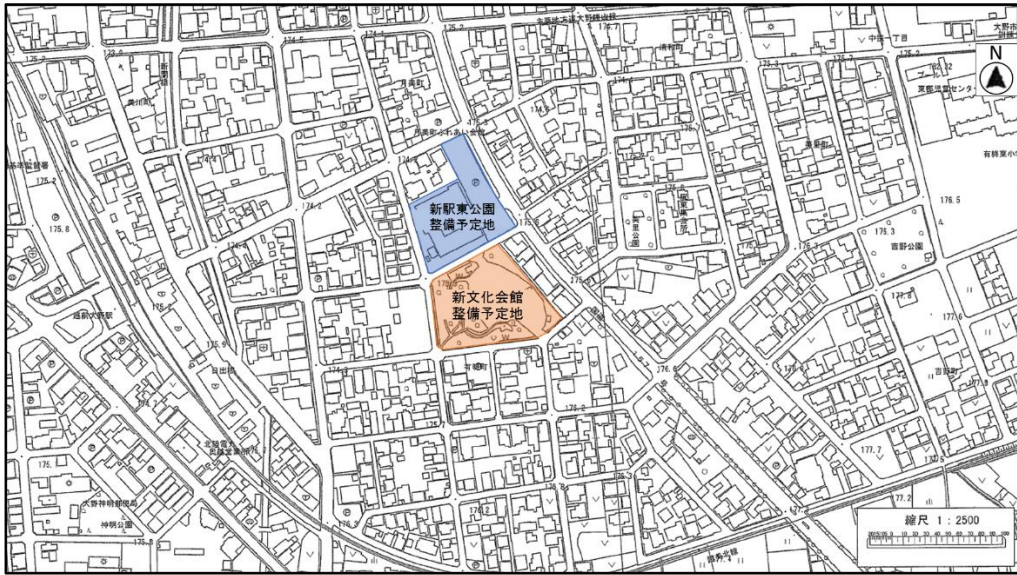


図 1-1 事業予定地の位置

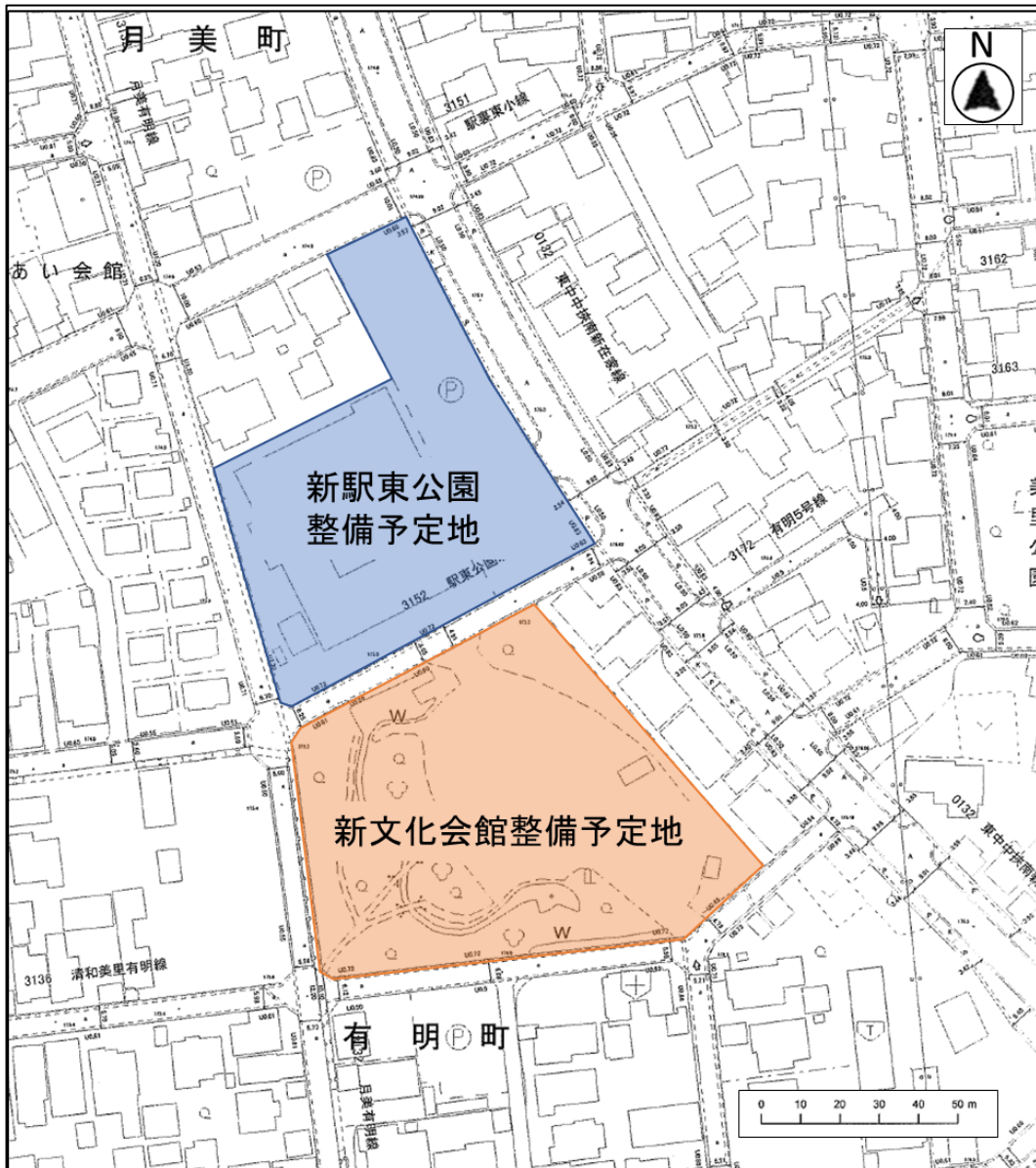


図 1-2 事業予定地の敷地概要（出典：大野市道路台帳）



図 1-3 新文化会館整備予定地（現駅東公園敷地）の写真



図 1-4 新駅東公園整備予定地（現文化会館敷地）の写真

第2章 施設計画

基本構想の基本理念や五つの基本方針に示す施設の実現に向け、以下の施設整備方針に基づき、新文化会館の整備を進めていきます。

1. 整備コンセプト

(1) 常に市民が集い、市民が主役となるステージ

「市民のためのステージ」とすることを軸とし、多くの市民が主体的に文化芸術に触れ、参加し、関心を広げ、深めていくことのできる施設とします。

(2) 多目的に使える機能性を重視した質の高いホール

多くの市民が参加しやすい「音楽」を中心としつつ、多様な文化芸術の振興を図ることができるよう、機能的で質の高いホールとします。

(3) シンプルに美しく、市民の手で長く愛され続ける施設

現文化会館を基本とした「コンパクトな規模・機能」とすることを前提に、使い勝手が良く、愛着の持てる施設とします。

2. 施設整備方針

(1) 優れた文化芸術の公演の舞台となる、質の高い施設づくり

- ・ 市外や県外の文化芸術公演団体に公演の場として選んでもらえるよう、優れた音響設備や演目にあわせた可能性のある舞台機構など、特色ある施設整備を行います。
- ・ 臨場感ある文化芸術公演を楽しむことができるよう、快適で質の高い鑑賞空間を確保します。

(2) 市民が創作活動に取り組みやすい、使い勝手のよい施設づくり

- ・ これまでの現文化会館の利用の方法に加え、学生のダンス練習や若者の楽器練習をホール、練習室で行えるなど、様々な文化芸術活動に使える施設とします。
- ・ 安全性や使いやすさに配慮した施設構成や動線計画、設備機器の設置を行います。

(3) 文化芸術以外の目的にも使える、多目的な施設づくり

- ・ エントランスホール^{※1}には、日常的な利用を呼び込む機能（喫茶コーナーや情報・展示コーナーなど）を設けるとともに、ホワイエ^{※2}と一体的・可変的な空間として整備し、多目的な活動・交流スペースとします。
- ・ 隣地に整備する公園と一体性を持たせ、ゆとりある駐車場とし、屋外イベント広場としても利用できるスペースとします。

※1 建物の玄関を入った所にある広間。玄関ホール。

※2 エントランスホールなどの入り口から観客席に至る広い通路空間。休憩室、ロビーのこと。

(4) 文化芸術に係る情報提供・発信拠点となる施設づくり

- ・ 文化芸術関連情報に触れることができる場所として、「情報・展示コーナー」を整備します。
- ・ 市民の利用や文化芸術活動に対する情報提供や各種支援を通じて、文化芸術活動の活性化を図るため、「管理室」の機能を充実します。
- ・ 文化芸術を通じた地域情報の発信の拠点となる情報発信機能を整備します。
- ・ 無料 Wi-Fi スポット（公衆無線 LAN）など情報通信環境を整備します。

(5) 「結の故郷越前おおの」の魅力伝え、魅せる施設づくり

- ・ 練習室やエントランスホール、ホワイエでの文化芸術活動や練習風景を、屋内からも窓越しに見せる計画とします。
- ・ 随所に「結の故郷越前おおの」の風景（山並みや町並み、水の流れなど）を見せる工夫を施したり、市内の間伐材や県産材を使用し、大野の自然や木材の温かみを感じられる施設とします。

(6) 人にやさしい施設づくり

- ・ 客席やトイレ、廊下、エントランスホールやホワイエなど、ユニバーサルデザイン^{※3}に配慮し、誰もが快適で安心して利用できる施設とします。
- ・ 親子室などの設置を検討します。

※3 文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、障害の有無や能力差などを問わずに利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のこと。

(7) 災害に強い施設づくり

- ・ 地震などの自然災害発生時や非常時において安全性の高い施設とするほか、火災時の避難安全対策や浸水対策などを施し、災害に強い施設を目指します。

(8) ライフサイクルコストに配慮した施設づくり

- ・ 過大な施設とならないよう、必要機能を集約化し、空間の可変性・柔軟性を持たせることで、機能的でコンパクトな施設を目指します。
- ・ 音響や舞台機構、施設の内外装などのグレードは、新文化会館の利用と運営にあったものとします。
- ・ 地下水や自然光の利用、自然エネルギーの活用など、省エネルギーに配慮した施設を目指します。

3. 施設構成

(1) 施設構成・施設規模

新文化会館は、基本構想で示した五つの基本機能（P3）をもとに、施設構成をホール部門、創造・育成部門、共用・管理部門の三つの部門に分類します。

施設規模は、現文化会館（延床面積 3,161 m²）で利用者に不便であった舞台、トイレ、エントランスホールやホワイエなどの機能を改善し、広く使い勝手のよい施設を目指すこととし、延床面積は約 4,000 m²と想定します。

(2) 部門別の基本性能・構成

新文化会館は、コンパクトで稼働率の高い施設を目指しており、各部門が様々な目的で利用され、相互に連携・補完しあうことで、施設全体の機能を果たすことができるようにします。

① ホール部門

様々な文化芸術作品の鑑賞や創造、人材育成、情報提供などの機能を持つ大ホールを中心とした部門です。

舞台は、音楽、伝統芸能、演劇、コンサート、大衆芸能、講演会などに利用可能なプロセニウム^{※4}形式とし、オーケストラが乗ることが可能な大きさを確保します。また、ゆとりをもった袖舞台を上手・下手それぞれに確保します。

大ホール座席数は現状程度とし、固定席とします。

なお、ホール部門は、大ホール（舞台、客席）、楽屋、ホワイエなどで構成していますが、規模の大きな公演などを行う場合には、創造・育成部門である練習室（大小2室）を楽屋として利用し、ホールのバックヤード機能を補完できるようにします。

※4 客席からみて舞台を額縁のように縁取られた舞台（額縁舞台）のこと。

② 創造・育成部門

文化芸術作品の創造活動や、人材育成のための練習室を中心とした部門です。

練習室は、大小2室を設け、特に練習室（大）は、天井高を確保し、ホールの主舞台と同程度の大きさ・形状とすることで、練習での利用の他、小規模な本番、リハーサル、楽屋、集会・会議などでの利用も可能となるようにします。

練習室の他、大ホールを利用していないときには、ホール部門である楽屋や舞台を、練習などの場所として利用し、文化芸術活動の活性化を図ることができるようにします。

③ 共用・管理部門

文化芸術活動団体の活動支援や、文化芸術を通じた交流促進のための情報・展示コーナーを中心とした部門です。

情報・展示コーナーや喫茶コーナーは、大ホールでの公演などの有無によらず、開放されたスペースとし、気軽に文化芸術に関する情報に触れることができるようにします。

また、大ホールを利用していないときには、ホール部門であるホワイエをエントランスホールとして、情報・展示コーナーや喫茶コーナーと一体的に開放し、自由に訪れ、集い、交流する場となるようにします。

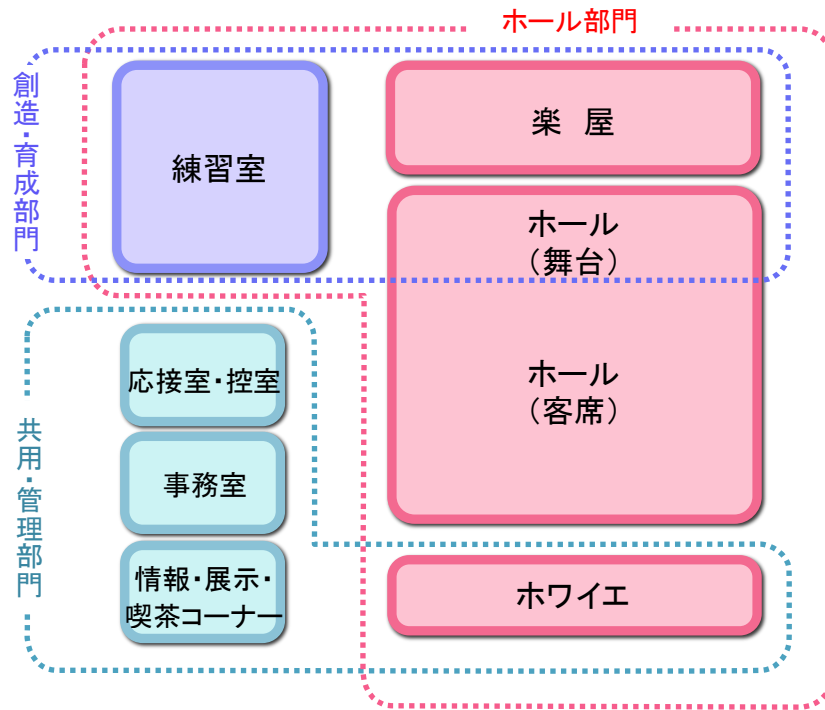


図 2-1 新文化会館の部門構成

(3) 諸室構成

新文化会館の諸室構成は、諸室リスト（P19、20表4-2）のとおりです。

4. 施設整備計画

(1) 施設配置計画

- ・ 市道駅東公園北線を中心に、南側を「新文化会館ゾーン」、北側を「新駅東公園ゾーン」とします。
- ・ 新文化会館は、新駅東公園との空間的、機能的なつながりが得られるよう、新駅東公園側に接続するように配置します。
- ・ 駐車場は、新文化会館へのアクセス性を確保しつつ、約100台分を配置します。新文化会館と新駅東公園とを分断しないような配置・動線とします。また、駐車場には、幹線道路（東中中挾南新在家線）から円滑にアクセスできるようにし、西側道路（月美有明線）、南側道路（清和美里有明線）への車両交通の流入をできる限り抑えるよう配慮します。
- ・ 事業予定地一帯は、「洪水・土砂災害ハザードマップ」において、清滝川の洪水で0.5m（大人のひざまでつかう程度）未満の浸水が想定されています。洪水時にも館内に浸水が起こらないよう、新文化会館1階の基準床高さを設定します。

(2) 平面計画

- ・ 各部門が様々な目的で利用され、相互に連携・補完しあうことで、施設全体の機能を果たすことができるようにします。
- ・ 開演前や休憩時間の歓談・休憩などの場となるホワイエや、人々の日常的な利用を呼び込む情報・展示コーナー及び喫茶コーナーは、新駅東公園側に向けて配置します。

- ・ ホール部門（大ホールなど）と創造・育成部門（練習室）は、一体での運用を基本としますが、それぞれが独立した運用も可能となる諸室の配置や動線（出入口を含む）とします。
- ・ 管理事務室は、ホワイエや情報・展示コーナー、主催者（公演者）玄関に接するように配置し、利用者へ目が届きやすく、サービスがしやすい位置に配置します。
- ・ 各利用者出入口には、雨や雪をよける庇などの設置や、融雪装置などによる積雪対策を施します。
- ・ 搬入口は、楽屋や倉庫、舞台袖などへの動線に配慮した配置とし、プラットフォーム^{※5}を設置し、雨や雪を防ぐための大きな庇などを設けます。出入口には遮音性のある建具を設け、内外部の音が伝わらないように配慮します。
- ・ 音響調整室・調光室は、客席最後部に設け、音響・照明などの演出操作を行います。舞台演出照明機能を客席内に設け、舞台上部には、舞台照明や、幕類、吊物バトンなどの舞台機構を設置します。

※5 周辺よりも高くなった水平で平らな場所。トラック・運搬用トレーラーの貨物の荷おろしなどを行うための台上の設備のこと。

(3) 設備計画

- ・ 安全面に配慮するとともに、施設の部分利用や利用者数を考慮した柔軟な運用が可能なものとします。
- ・ ランニングコスト低減、環境負荷低減に配慮します。
- ・ 太陽光発電設備（10kw）を設置する他、自然採光の利用、断熱性への配慮、節水器具の採用など、省エネルギー化を考慮します。
- ・ 更新性、メンテナンス性を考慮し、設備の長寿命化に資するものとします。
- ・ 防災用電源及び災害などによる停電時の電源供給を想定し、自家発電設備（100kw, 72 時間対応）を設置します。

(4) 景観計画

- ・ 施設の配置や形状、外観などは、周辺住宅地への圧迫感に配慮します。
- ・ 事業予定地は、「結の故郷越前おおの」の代表的な景観を望める立地条件であり、その眺めを取り込めるようにします。
- ・ 雄大な自然と美しい湧水、越前大野城や歴史的まちなみなどを有する大野市において、「結の故郷越前おおの」に相応しい表情を持つ施設とします。

(5) 管理区分計画

- ・ 新文化会館の管理区分（利用区分）は、「大ホールで公演などが未実施時」「大ホールでの公演などの実施時」のそれぞれについて、以下の考え方で計画します。

表 2-1 新文化会館の管理区分（利用区分）の考え方

①大ホールで公演などが未実施時	②大ホールでの公演などの実施時 (会館全体を貸切で利用)	③大ホールでの公演などの実施時 (ホール部門と創造・育成部門を独立して運用)
<ul style="list-style-type: none"> ・情報・展示コーナー、喫茶コーナーに加え、ホワイエを開放 ・貸館対象は、練習室、楽屋、ホール（舞台）、応接室・控室 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報・展示コーナー、喫茶コーナーのみ開放（ホワイエももぎり内となるため、一般利用者の立ち入りは不可） ・大ホールでの公演などのため、練習室や応接室・控室を含め、貸切利用（貸館は不可） 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報・展示コーナー、喫茶コーナーのみ開放（ホワイエももぎり内となるため、一般利用者の立ち入りは不可） ・大ホールでの公演などでは、ホワイエ、ホール、楽屋などを利用 ・大ホールの公演などで利用しない練習室や応接室・控室は、独立した利用が可能（貸館対象）

(6) 新駅東公園の整備方針

① 整備コンセプト

- ・ 現駅東公園は、平常時は一般利用できる街区公園として、広場や遊具類、水景施設などのある公園です。現文化会館での大型イベント開催時には、広場を臨時駐車場として使用しています。
- ・ 新駅東公園も、新文化会館の隣接敷地に位置することから、両者を一体的に計画することで、「新文化会館と一体的に利用できる公園」の実現を目指した整備を行います。

② 整備の方向性

- ・ 新文化会館と一体となったイベントなどの利用を想定した公園とし、デザインや配置などにおける一体性と連続性に配慮します。
- ・ 新文化会館での大規模イベント時には、臨時駐車場としての利用も可能な公園とし、景観性に配慮しつつも車両乗り入れ対応の舗装を整備します。
- ・ 東側が幹線道路に面し、北側、西側には住宅などがあることから、公園の境界付近に緩衝緑地を配置し、公園としての領域性を高めます。

- ・ 新文化会館前の広場的利用を想定した公園とし、パーゴラ（日陰棚）、ベンチ、水飲場、トイレを配置します。一方、遊具や水景施設は整備しないなど、維持管理のしやすさに配慮して公園施設を設置します。

③ 整備方針

- ・ 新駅東公園は、「公園エリア」「駐車場エリア」で構成し、「公園エリア」の中に「芝生エリア」を整備します。



図 2-2 新駅東公園の整備方針図

第3章 管理運営

新文化会館の管理運営について、以下の考え方にに基づき取り組んでいきます。

1. 管理運営の考え方

(1) 管理運営の考え方

① 貸館事業を基本とした運営

- ・ ホールや舞台、練習室などの諸室を活用し、貸館事業を基本に行い、市民の利用に供していただきます。
- ・ 施設を利用する市民への支援を通じ、文化芸術活動の裾野を広げ、担い手の育成に取り組めます。

(取り組み方策の例)

- ・ 練習、本番の舞台としての利用の促進
- ・ 小中学校や高校による利用の促進
- ・ 個人の利用の促進

② 自主事業（鑑賞・普及・育成事業）の充実

- ・ 自主事業（鑑賞事業）は、従来の実施するとともに、新たな事業を展開しながら、質の高い文化芸術を提供します。
- ・ 練習室やホワイエなどを活用し、普及・育成などの事業にも取り組めます。
- ・ 興行の誘致にも努めます。

(取り組み方策の例)

- ・ 優れた音楽や舞台芸術の提供（買取型事業）、映画鑑賞の機会の提供
- ・ 鑑賞教室、レクチャー付き公演、ミニコンサートなど、文化芸術の普及に向けた取り組みの実施
- ・ イベント、市民参加型公演の実施、各種講座・教室など、参加型の取り組みの実施
- ・ 興行主へのPR・誘致など

③ 交流の場としての積極的な活用

- ・ 情報・展示コーナーなどを活用し、市民が気軽に文化芸術に触れ、自ら情報発信できる機会を提供します。
- ・ 文化芸術の鑑賞などを目的としない日常利用を促すため、エントランスホールを常時開放し、くつろぎや交流の場を提供します。
- ・ 隣接する新駅東公園、地域資源を活用したイベントなどに取り組めます。

(取り組み方策の例)

- ・ エントランスホールでの展示・イベントなどの企画・実施
- ・ 文化芸術に関する情報提供、書籍や視聴覚資料などの提供
- ・ 野外でのコンサートや映画鑑賞会の企画・実施
- ・ 山なみ・まちなみや星空などの鑑賞会の企画・実施

④ 長期にわたり施設の質を保つ的確な維持管理の実施

- ・ 将来の世代にわたり、よりよい状態で使い続けられる施設とするため、きめ細かな施設の維持管理を行います。
- ・ 予防保全の観点から計画的に修繕などを行い、施設の長寿命化に取り組みます。

(取り組み方策の例)

- ・ 長期修繕計画の策定と計画的な保守・修繕の実施
- ・ 日常的な清掃、管理の実施
- ・ 市民・利用者による清掃イベントの実施
- ・ 利用マナーの徹底、利用のルールづくり

(2) 管理運営に係る実施内容

① 運営業務の実施内容

- ・ 新文化会館では、運営業務として、以下の項目を実施します。

表 3-1 運営業務の実施内容

	業務項目	主な業務内容
運営業務	自主文化事業実施業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種文化芸術公演の実施、または誘致 ・ 普及事業（鑑賞教室、レクチャーつき公演、ミニコンサートなど） ・ 参加事業（イベント、市民参加型公演、各種講座・教室など）
	施設利用の予約受付・貸出・相談・案内業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予約受付、施設（諸室・スペース、設備、備品など）貸出
	施設使用料徴収業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料の徴収（または収受）
	文化芸術アドバイス、情報提供、サポート業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化芸術活動に係る相談・助言・情報提供
	広報業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新文化会館に係る広報・情報提供
	舞台管理運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備機器・舞台設備などの操作（利用者が操作する場合は助言など） ・ 舞台設備・機器の貸出・収納・撤去・復元 ・ 舞台設備などの日常的な点検 ・ 舞台利用者との打合せ、下見などの利用相談

② 維持管理業務の実施内容

- ・ 新文化会館では、維持管理業務として、以下の項目を実施します。

表 3-2 維持管理業務の実施内容

	業務項目	主な業務内容
維持管理 業務	建築物保守管理業務	・ 建築物各部の点検、保守（法定点検を含む）
	建築設備保守管理業務	・ 建築設備（電気、空調、衛生など）の運転、監視、点検、保守（法定点検を含む）
	舞台設備保守管理業務	・ 舞台設備（舞台機構、舞台照明、舞台音響）の点検、保守
	備品等保守管理業務	・ 舞台備品、一般備品の点検、保守（ピアノの調律、備品の更新を含む）
	外構等維持管理業務	・ 外構、駐車場などの点検、保守（植栽管理を含む） ※新駅東公園の維持管理を含む
	清掃・環境衛生業務	・ 清掃、害虫防除、環境衛生（測定、検査など）
	警備業務	・ 有人警備、または機械警備
	修繕業務	・ 建築物、建築設備、舞台設備、外構の修繕

2. 運営体制

(1) 施設管理の方法（基本構想における管理運営方針）

基本構想では、新文化会館について、「単に貸館としての存在ではなく、市民の多様な文化芸術活動の実現の場となることが重要」としており、その管理運営に関して、三つの方針が示されています。

＜基本構想における管理運営方針＞

① 市民との協働に向けた仕組みづくり

- ・ 積極的に情報を公開し、今後とも市民参加により基本計画の策定を進めるなど、施設整備に向けて、より具体的な施設の内容を検討。
- ・ 芸術活動団体、ボランティア、NPO など多様な市民活動団体が、施設運営に関わる仕組みを検討。

② 専門性の確保

- ・ 事業の実施、施設の運営、施設や設備の適切な維持管理について高い専門性を備えたスタッフを確保。
- ・ 音楽や演劇をはじめとする文化芸術の向上に資する体制の構築を検討。

③ ライフサイクルコスト^{※6}の縮減

- ・ 設計費や建設費などの初期費用だけでなく、管理運営費や修繕費などのランニングコストを加えたライフサイクルコスト全体の縮減に向けた取り組みを推進。

※6 構造物などの企画、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用のこと。

(2) 運営体制

運営体制の考え方には、大きく、以下の四つの方法が考えられます。

① 市の直営による運営（現文化会館と同じ方法）

ア 運営体制の概要

- ・ 現文化会館と同様、市が、自主事業の企画・実施や貸館事業の実施を行い、施設の維持管理も市から維持管理業者に個別に発注する方法です。

イ 市民の施設運営への関わり

- ・ 市民は、ホールでの公演を鑑賞したり、市が主催する参加型事業や体験型事業などに参加することが考えられます。
- ・ 市が主催する事業に、ボランティアなどの補助的なスタッフとして参加することが考えられます。
- ・ 貸館事業を活かし、自ら施設を借りて公演や練習などを行うことも考えられます。

ウ 専門性の確保

- ・ 自主事業の企画・運営を担うマネージャー・プロデューサーや、舞台設備を扱うことのできる専門職員など、専門的なノウハウを有する人材の確保が必要です。

② 指定管理者制度による運営：市民団体による運営

ア 運営体制の概要

- ・ NPO など、市民が中心となった運営組織を立ち上げます。当該組織を「指定管理者」に指定し、施設の運営管理を行う方法です。
- ・ この方式をとる場合、施設の維持管理については、指定管理者が個々の維持管理業者に発注する方法と、市が従来どおりに個々の維持管理業者に発注する方法があります。

イ 市民の施設運営への関わり

- ・ 市民は、NPO などの運営組織の一員となることで、自主事業の企画・実施や貸館事業の展開、その他、施設の様々な利活用に関与し、施設運営に広く関わる事が可能です。

ウ 専門性の確保

- ・ 当該 NPO などにも、施設の運営管理を担う専門的なノウハウを有する人材の確保が必要です。
- ・ NPO などの構成員全体に、施設の運営管理に係るノウハウなどの蓄積が必要であり、継続的な人材育成などが必要です。

③ 指定管理者制度による運営：財団などによる運営

ア 運営体制の概要

- ・ 財団などの運営組織を立ち上げ、当該組織を「指定管理者」に指定し、施設の運営管理を行う方法です。
- ・ この方式をとる場合も、施設の維持管理の実施方法は、②の場合と同様、二つの方法があります。

イ 市民の施設運営への関わり

- ・ ①の場合と同様、市民は、財団などが企画する自主事業への参加や貸館事業を利用した自

らの公演・練習などの実施により、施設の運営に関わることが考えられます。

ウ 専門性の確保

- ・ 当該財団などにも、施設の運営管理を担う専門的なノウハウを有する人材の確保が必要です。
- ・ 財団などの構成員全体に、施設の運営管理に係るノウハウなどの蓄積が必要であり、継続的な人材育成などが必要です。

④ 指定管理者制度による運営：民間事業者による運営

ア 運営体制の概要

- ・ 他の文化会館やホールなどの運営を行っている民間事業者などを対象に、新文化会館の指定管理者を募集し、選定します。選定された民間事業者を「指定管理者」に指定し、施設の運営管理を行う方法です。
- ・ この方式をとる場合も、施設の維持管理の実施方法は、②の場合と同様、二つの方法があります。

イ 市民の施設運営への関わり

- ・ ①の場合と同様、市民は、民間事業者が企画する自主事業への参加や貸館事業を利用した自らの公演・練習などの実施により、施設の運営に関わることが考えられます。
- ・ なお、指定管理者の募集にあたり、市民が運営に関与するための方法などを提案させることで、市民と民間事業者が協働で運営を行う機会や場を確保することも可能です。

ウ 専門性の確保

- ・ ホール運営に係るノウハウや実績を有する民間事業者に、新文化会館の運営をゆだねるため、専門性の確保が図りやすい方法です。
- ・ 一方、新文化会館の運営に指定管理者として参加する意向をもつ民間事業者を見つけ出す必要があります。

(3) 運営の方向性

新文化会館の効果的な運営を行うためには、運営組織を構築し、持続可能な体制を確立することが重要です。

指定管理者制度による運営を行うことを基本とし、運営組織構築の検討を進めていきます。

また、市民が管理運営に参加する場や機会をつくり、将来的な運営の担い手の育成にも取り組みます。

第4章 整備の進め方

1. 概算事業費

施設建設にかかる概算事業費は、約 21 億円（新文化会館本体の建設工事費及び舞台設備費のみ）と想定します。なお、この事業費は他市の類似施設を参考にしながら概算したものであり、今後の詳細検討や建設物価の動向で変更することがあります。

2. 整備スケジュール

新文化会館及び新駅東公園の供用開始までの想定スケジュールは、以下のとおりです。

表 4-1 供用開始までの工程（予定）

年	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
設計					
新文化会館 建設					
新文化会館 供用準備					
新文化会館 供用開始					
現文化会館 解体					
新駅東公園 整備					
新駅東公園 供用開始					

表 4-2 諸室リスト

部門	室名		規模 (条件)	練習・会議 での利用	本番での 利用	その他の条件
ホール 部門	舞台	主舞台	間口 16m × 奥行 13m × 高さ 10m 程度	● (練習)	●	・オーケストラが乗ることが可能な大きさとする ・花道を両サイドに設置 (常設: 前面ドア程度まで) ・舞台のみ、練習での利用も可能
		袖舞台	上手: 4.5m × 12.8m 程度 下手: 8.0m × 12.8m 程度	● (練習)	●	・出待ちとしての利用も想定
	客席	客席	座席数: 現状程度	—	●	・固定席。ただし、前席は可動とし、オーケストラスペースやカメラ席として利用可能とする (※席の撤去は手動。半地下のピットや前舞台としてフロアを昇降させることはしない。) ・車椅子席を設置
	ホワイエ	ホワイエ	適宜	—	●	・ホワイエ 1 階は、ホールエリアへの入口とし、もぎりスペースを設置するとともに、人々がゆったり過ごすことのできるよう、ゆとりをもった空間とする ・ホワイエ 1 階は、ホール未使用時は開放し、自由に出入り・滞在ができるスペースとしても利用が可能なものとする ・2 階以上では、客席数に応じ、適切な広さを確保する ・風除室を設置
		倉庫	適宜	—	—	・ホワイエ用の倉庫
		トイレ	適宜	—	●	・ホワイエ内の客用のトイレ
	楽屋	楽屋 (大)	2 室	● (練習・会議)	▲ (バックヤード)	・15 人程度での利用を想定する ・パーティション・カーテンで 2 分割可能な構造とする ・舞台へのアクセス性に配慮 ・ホール未使用時は練習・会議での利用も想定 ・防音性能を有する
		楽屋 (小)	1 室	● (練習・会議)	▲ (バックヤード)	・5 人程度までの利用を想定する ・ユニットシャワーを設置 ・舞台へのアクセス性に配慮 ・ホール未使用時は練習・会議での利用も想定 ・防音性能を有する
		湯沸	適宜	—	▲ (バックヤード)	・楽屋用の湯沸
		トイレ	適宜	—	▲ (バックヤード)	・楽屋用のトイレ (練習室用も兼ねる)
	技術諸室	技術諸室	適宜	—	▲ (バックヤード)	・音響調整室、調光室
	倉庫等	備品庫、 倉庫	適宜	—	—	・備品庫、倉庫
		ピアノ 保管庫	適宜	—	—	・グランドピアノ 2 台分の収納スペース ・温度、湿度の管理 ・舞台へのアクセス性に配慮
		搬入口	適宜	—	—	・積雪に配慮したトラック進入路の確保、プラットフォーム・屋根の設置 ・大型トラックでの横付けが可能につくり ・舞台設備の大型化に対応した規模 ・舞台へのアクセス性に配慮

部門	室名		規模 (条件)	練習・会議 での利用	本番での 利用	その他の条件	
創造・ 育成 部門	練習室	練習室 (大)	1室	● (練習・会議)	●／▲ (本番・バックヤード)	<ul style="list-style-type: none"> ・主舞台と同程度の大きさ・形状とする ・80～100人程度での利用を想定する ・練習利用の他、小規模な本番、リハーサル、楽屋、集会・会議での利用も想定する ・天井高さを確保 ・音響特性に留意し、防音性能を有する 	
		練習室 (小)	1室	● (練習・会議)	▲ (バックヤード)	<ul style="list-style-type: none"> ・40～50人程度での利用を想定する ・練習利用の他、楽屋、集会・会議での利用も想定する ・音響特性に留意し、防音性能を有する 	
	倉庫	適宜	—	—	—	・練習室用の倉庫	
共用 部門	管理諸室	応接室・ 控室	適宜	● (会議)	▲ (バックヤード)	<ul style="list-style-type: none"> ・来賓などの応接・控室 ・主催者側スタッフの控室も兼ねる ・会議利用も想定する 	
		管理 事務室	適宜	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・文化会館の運営組織の事務室 ・窓口カウンターを設置（インフォメーション／カンファレンス／各種相談などに対応） 	
		トイレ	適宜	—	—	—	・管理諸室用のトイレ
		倉庫	適宜	—	—	—	・管理諸室用の倉庫
		湯沸室	適宜	—	—	—	・管理諸室用の湯沸
	エンタ ランスホ ール	情報・展示 コーナー	適宜	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ掲示、催事の情報発信 ・書籍や音楽資料の視聴 ・展示スペースの設置 ・無料Wi-Fiスポットなどの設置 	
		喫茶 コーナー	適宜	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・自販機、軽食の提供 ・日常的に開放し、自由に利用できるスペース 	
		倉庫	適宜	—	—	—	・情報・展示コーナー用の倉庫
		トイレ	適宜	—	—	—	・情報・展示コーナー用のトイレ（日常的に開放）
	共用部	廊下・階段	適宜	—	—	—	
	機械室等	機械室等	適宜	—	—	—	
新文化会館合計：約 4,000 m ²							

参考資料

1. 大野市文化会館整備基本計画策定委員会の開催経緯

期 日	議 題 等
平成 29 年 5 月 12 日 (金)	第 1 回大野市文化会館整備基本計画策定委員会 委嘱状交付 委員長、副委員長選出 文化会館整備基本計画策定事業の概要及びスケジュールについて これまでの取組み経緯及び基本構想概要説明について 基本計画の検討課題について 施設整備方針について 施設構成について
6 月 16 日 (金)	第 2 回大野市文化会館整備基本計画策定委員会 文化会館整備を取り巻く状況について 施設整備計画について PFI 手法について
7 月 18 日 (火)	第 3 回大野市文化会館整備基本計画策定委員会 施設整備計画について 公園整備について
8 月 24 日 (木)	第 4 回大野市文化会館整備基本計画策定委員会 施設整備計画について 公園整備について 管理運営について
10 月 4 日 (水)	第 5 回大野市文化会館整備基本計画策定委員会 基本計画素案について PFI 導入可能性調査実施方針 (市場調査の実施方針) について
12 月 19 日 (火)	第 6 回大野市文化会館整備基本計画策定委員会 基本計画案について PFI 導入可能性調査結果 (市場調査の結果) について
平成 30 年 3 月 20 日 (火)	第 7 回大野市文化会館整備基本計画策定委員会 基本計画案について PFI 導入可能性調査結果について
9 月 21 日 (金)	第 8 回大野市文化会館整備基本計画策定委員会 基本計画案の見直しについて
11 月 1 日 (木)	第 9 回大野市文化会館整備基本計画策定委員会 視察報告について 基本計画の見直しについて
12 月 13 日 (木)	第 10 回大野市文化会館整備基本計画策定委員会 基本計画案の策定について
平成 31 年 2 月〇日 (〇)	第 11 回大野市文化会館整備基本計画策定委員会 基本計画の策定について

2. 大野市文化会館整備基本計画策定委員会設置要綱

(平成 28 年 12 月 22 日教育委員会告示第 28 号)

改正平成 29 年 9 月 28 日教育委員会告示第 18 号

(設置)

第 1 条 地域に根ざした個性豊かな、文化の創造及び振興の拠点となる大野市文化会館の整備を目指すため、大野市文化会館整備基本計画（以下「計画」という。）を策定することを目的に、大野市文化会館整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の長又は長から推薦を受けた者
- (3) 公募による者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 28 日）

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

3. 大野市文化会館整備基本計画策定委員会の構成

(1) 委員名簿

No.	団体名等	役職	委員氏名	区分	備考
1	工学博士		前田 博司	第1号委員	
2	株式会社福井銀行	経営企画グループ 地域創生チームリーダー	平塚 幹夫	第1号委員	
3	ハロー音楽舎（音響関係専門家）	代表	島田 健一	第1号委員	
4	大野市区長連合会	区長	安間 勝也	第2号委員	～H30.8月
	大野市区長連合会	会長	河合 英雄	第2号委員	H30.9月～
5	大野市文化協会	会長	羽根田 繁紀	第2号委員	
6	大野市新しいまちづくり運動推進協議会連絡会	大野地区まちづくり推進協議会会長	松浦 康夫	第2号委員	
7	大野市連合ふわわ女性の会	副会長	堂東 昭子	第2号委員	
8	みらい子育てネット大野	会計	川田 香菜子	第2号委員	
9	大野商工会議所	事務局長	飯田 俊市郎	第2号委員	
10	大野市小中学校校長会	小山小学校校長	前田 満里子	第2号委員	
11	一般公募		脇本 淳子	第3号委員	
12	一般公募		横田 憲一	第3号委員	
13	大野市民吹奏楽団	団員	朝日 正幸	第4号委員	
14	劇団チャップス	代表	岩田 美子	第4号委員	
15	（公社）大野青年会議所	50周年特別委員会 副委員長	宮崎 勝	第4号委員	～H29.12月
	（公社）大野青年会議所	自他共栄委員会 委員長	朝日 竜平	第4号委員	H30.1月～
16	大野地区区長会	美川町2区区長	南部 和男	第4号委員	H29.10月～

(2) 事務局

No.	課名等	役職	氏名	備考
1	教育委員会	事務局長	山田 靖子	
2	教育委員会教育総務課	課長	横田 晃弘	
3	〃	課長補佐	大久保 克紀	
4	〃	企画主査	早川 歩	
5	教育委員会生涯学習課	課長	中村 吉孝	
6	〃 文化振興室	室長	中村 りえ子	